千葉県地球温暖化防止対策実行計画(第1次)

(1) 実行計画の趣旨

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定により、県自らの事務・事業による温室効果ガスの排出削減等に向けた取組を計画的に実行するための「千葉県地球温暖化防止対策実行計画」を平成14年8月に策定した。

(2) 実行計画の概要

- ○計画の期間:14年度から18年度までの5年間
- ○計画の基準年度:12年度を基準年度とする
- ○計画の対象
 - ・対象とする温室効果ガス
 - ①二酸化炭素②メタン③一酸化二窒素④ハイドロフルオロカーボン
 - ⑤パーフルオロカーボン⑥六ふっ化硫黄
 - ・対象とする組織・事務事業の範囲

原則として、県のすべての機関において実施する事務・事業を対象とする。 なお、警察業務及び病院等の公営企業業務の一部については、それらの事業 特性を考慮し、当面排出量算定に含めない。

○目標

・温室効果ガス削減の目標

温室効果ガス排出量を12年度(二酸化炭素換算量102,620トン)に比べ、 18年度までに5%削減する。

・項目別の削減目標

項目	目標	
電気使用量	電気使用量を5%削減する。	
庁舎等燃料使用量	庁舎等における都市ガス、灯油、重油等	
	の燃料使用量を5%削減する。	
公用車燃料使用量	公用車燃料(ガソリン及び軽油)の使用	
	量を7%削減する。	

○取組内容

環境マネジメントシステムに基づく取組を基本とする。 特に、低公害車の導入推進及び職員の一層の意識向上を図る。

○推進と点検・評価

環境マネジメントシステムの体制を活用し、実施及び運用、職員に対する研修、 点検及び是正措置を講じ、計画の推進を図る。

(3) 平成18年度の取組結果

平成18年度における県の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量は表のとおり、合計で89,804トン(二酸化炭素換算)であり、基準年度である12年度の排出量より12.5%の削減となりました。

庁舎関係では、電気の使用が3.1パーセント減少、燃料使用が23.2パーセント減少しました。

公用車燃料 (ガソリン・軽油) は14.7パーセント減少しました。

	区	分		18 年度排出量 (t -CO ₂)	基準年度からの増減
庁	電		気	51,620	-3.1%
	都	市ガ	ス	15,921	-5.0%
舎	L	P ガ	ス	1, 799	-21.5%
関	灯		油	3, 949	-48.6%
係	A	重	油	5, 009	-37.9%
	ガ	ソリ	ン	7 3	+57.1%
	軽		油	8 5	-11.2%
公用車	ガ	ソリ	ン	2, 375	-14.5%
車	軽		油	8 2 5	-15.4%
船	軽		油	672	-15.9%
舟白	A	重	油	3, 944	-37.1%
	そ	の他		3, 532	-1.1%
	合	計		89,804	-12.5%

[※]各数値は四捨五入しているため、合計値とは一致しない。